

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の施行期日を定める政令案参照条文

○ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年六月二十一日法律第九十一号）（抄）

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。